

議案第12号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について

令和3年3月30日

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正 泰

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

豊橋市教育委員会事務局処務規則（平成11年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（事務分掌）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（11） （略）</p> <p><u>（12） 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室に関すること。</u></p> <p><u>（13） （略）</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>（職の設置）</p> <p>第5条 部に部長を、課に課長、課長補佐及び主査を、美術博物館に館長、館長補佐及び主査を、科学教育センターに<u>センター長、センター長補佐及び主査</u>を置く。ただし、特に必要がないと認める課等には、これらの一部を置かないことが</p>	<p>（事務分掌）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 生涯学習課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（11） （略）</p> <p><u>（12） （略）</u></p> <p>5・6 （略）</p> <p>（職の設置）</p> <p>第5条 部に部長<u>及び教育監</u>を、課に課長、課長補佐及び主査を、美術博物館に館長、館長補佐及び主査を、科学教育センターに<u>事務長、事務長補佐及び主査</u>を置く。ただし、特に必要がないと認める課等には、これらの一部を置かないこと</p>

できる。

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館、二川宿本陣資料館及び地下資源館に館長を、学校給食共同調理場に場長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。

3 (略)

(職務)

第6条 部長、課長、美術博物館長及び科学教育センター長（以下「課長等」という。）、課長補佐、館長補佐及びセンター長補佐（以下「課長補佐等」という。）並びに主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食共同調理場長、文化財センター所長、二川宿本陣資料館長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～6 (略)

(教育長不在のときの代決)

第9条 教育長不在のときは、教育長専決事項に限り部長がその事務を代決する。

(部長等不在のときの代決)

第10条 部長不在のときは、部長専決事項に限り所管の課長がその事務を代決す

ができる。

2 豊橋高等学校に事務長を、教育会館及び地下資源館に館長を、学校給食共同調理場に場長を、文化財センター及び視聴覚教育センターに所長を置く。

3 (略)

(職務)

第6条 部長、教育監、課長、美術博物館長及び科学教育センター事務長（以下「課長等」という。）、課長補佐、館長補佐及び事務長補佐（以下「課長補佐等」という。）並びに主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 教育監は、教育政策課、学校教育課及び保健給食課の事務を所管する。

3 豊橋高等学校事務長、教育会館長、学校給食共同調理場長、文化財センター所長、視聴覚教育センター所長及び地下資源館長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4～7 (略)

(教育長不在のときの代決)

第9条 教育長不在のときは、教育長専決事項に限り部長(教育監の所管する事務に限り教育監とする。)がその事務を代決する。

(部長等不在のときの代決)

第10条 部長不在のときは、部長専決事項に限り所管の課長(教育監の所管する事

る。

2 (略)

務に限り教育監とする。)がその事務を
代決する。

2 (略)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。